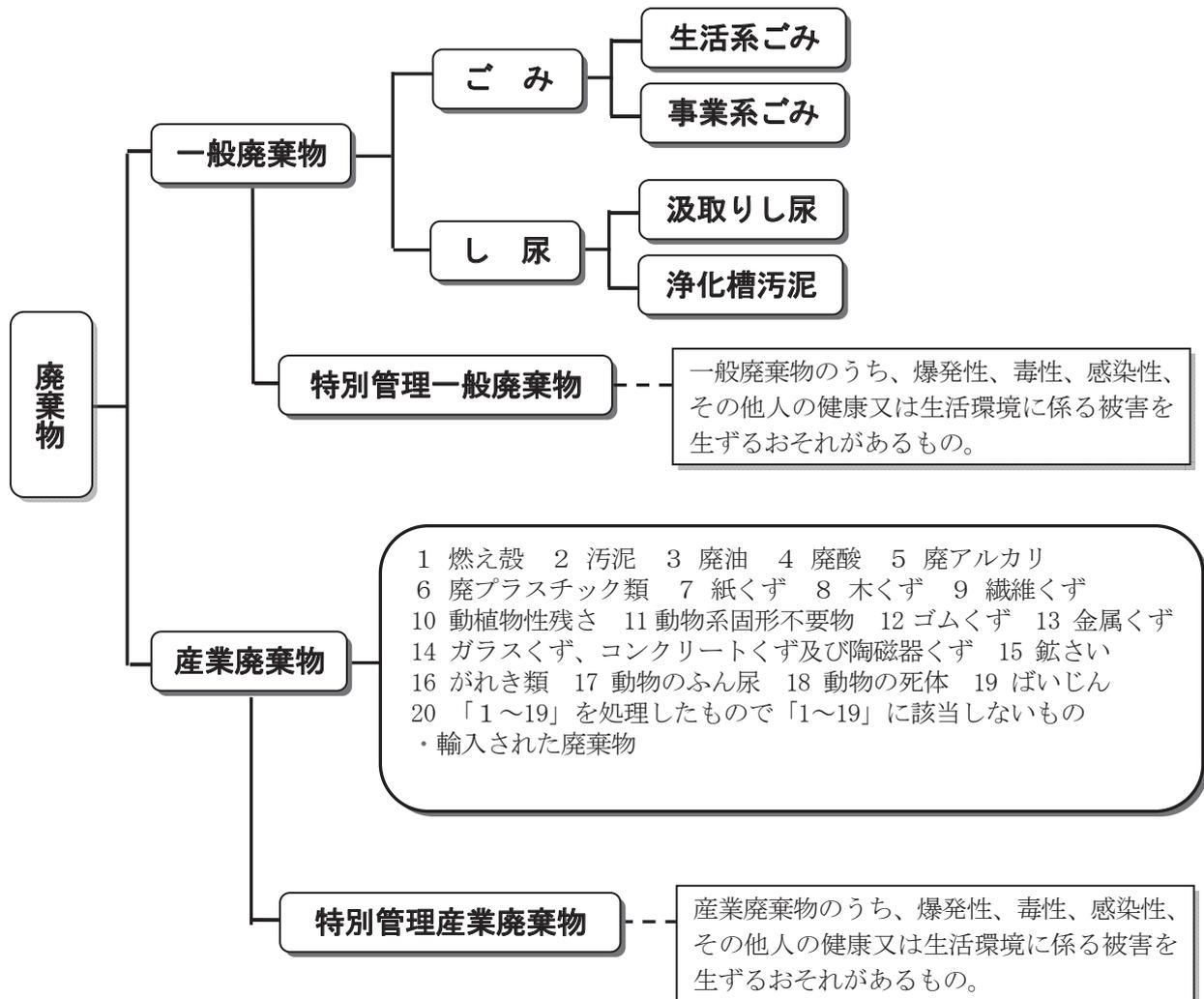


4. 資源循環型社会を築く

(1) 廃棄物の分類

廃棄物は以下のように分類されます。



(2) 産業廃棄物の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」では、次のように産業廃棄物の種類を定めている。

	種類	適用	業種指定
産業廃棄物	1 燃 え 殻	石灰灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ	
	2 汚 泥	排水処理後及び各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、建設工事汚泥等	
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等	
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液	
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ廃液	
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）など固形状及び液状のすべての合成高分子化合物	
	7 紙 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず	有
	8 木 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片等、貨物の流通のために使用したパレット等	有
	9 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	有
	10 動植物性残さ	食品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	有
	12 ゴムくず	天然ゴムくずのみ	
	13 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等	
	14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、レンガくず、廃石膏等	
	15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす、鋳物砂等	
	16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート片、アスファルト片、レンガ等	
	17 動物のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	18 動物の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	19 ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじん、集じん施設によって集められたもの	
	20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	
輸入された廃棄物		航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物	
特別管理産業廃棄物	廃 油	廃油のうち揮発油類、灯油類、軽油類	
	廃 酸	水素イオン濃度指数（pH）2.0以下の廃酸	
	廃 アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等	
	特定有害汚染物	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが付着し又は封入された又は廃プラスチック類若しくは金属くず、ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類	
	産業廃棄物処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの	
	廃 水 銀 等	特定の施設等から発生した廃水銀及び廃水銀化合物（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃棄物処理施設等で回収した廃水銀、廃水銀等を処分するために処理したものであり環境省令で定める基準に適合しないもの	
	廃 石 綿 等	建築物その他工作物から除去した石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等	
その他の有害産業廃棄物	特定の施設等から発生した燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等のうち、有害物質が環境省令で定める判定基準に適合しないもの		

なお、アスベストを含む廃棄物は、特別管理産業廃棄物の廃石綿等の他に石綿含有産業廃棄物がある。

石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。（ただし、廃石綿等を除く。）

また、水銀使用製品産業廃棄物とは、水銀使用製品（水銀電池、水銀圧力計、蛍光灯等及びこれらが組込まれた製品）が産業廃棄物となったもの。水銀含有ばいじん等とは、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物のうち、水銀を一定以上含む燃え殻、鉱さい、汚泥、ばいじん、廃酸、廃アルカリ。廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としている。なお、有価物及び次のものは、廃棄物処理法の対象とならない。

①気体状のもの、②放射性物質及びこれによって汚染されたもの、③港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの、④漁業活動に伴って漁網にかかった水産動物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの、⑤土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

(3) 生活系可燃ごみの有料化の状況 (平成29年度実績)

超過有料制	指定袋制		料金徴収・指定袋 共になし
	処理料金上乗せ	袋代のみ	
有料化あり		有料化なし	
野田市	千葉市 銚子市 館山市 木更津市 茂原市 東金市 旭市 勝浦市 八千代市 鴨川市 富津市 袖ヶ浦市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 君津市 大網白里市 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 御宿町	市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 柏市 習志野市 市原市 鎌ヶ谷市 浦安市 四街道市 印西市 白井市 富里市 八街市 酒々井町 大多喜町 鋸南町	流山市 我孫子市

(4) 産業廃棄物処理業による処理の実績 (平成28・29年度)

ア 中間処理

(単位：t)

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計		
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	
産業廃棄物	燃え殻	21,135	18,232	48,603	51,539	69,737	69,771
	汚泥	818,619	787,682	1,425,411	1,859,667	2,244,030	2,647,348
	うち建設汚泥	367,898	399,824	862,687	1,652,284	1,230,584	2,052,108
	廃油	76,412	78,398	56,168	59,854	132,579	138,252
	廃酸	12,582	11,475	17,795	15,901	30,376	27,375
	廃アルカリ	34,860	33,370	34,873	30,218	69,732	63,588
	廃プラスチック類	306,357	327,950	209,102	237,684	515,459	565,634
	紙くず	41,110	47,173	21,318	27,124	62,429	74,297
	木くず	407,792	419,840	223,638	244,291	631,430	664,132
	繊維くず	9,815	11,324	6,364	10,850	16,180	22,174
	動植物性残さ	37,587	51,352	64,165	63,615	101,752	114,967
	がれき類	3,143,507	3,397,456	1,832,621	1,954,657	4,976,128	5,352,113
	金属くず	69,197	67,474	62,361	60,848	131,558	128,322
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	265,043	227,053	263,550	369,040	528,593	596,093
	鋳さい	6,086	12,122	55,996	56,157	62,082	68,278
	ゴムくず	15	195	53	402	68	597
	ばいじん	55,997	58,269	129,846	130,973	185,843	189,241
	動物の死体	0	5,824	28	0	28	5,824
	動物系固形不要物	5,813	0	249	32	6,062	32
	動物のふん尿等	0	1,355	72	48	72	1,403
その他	0	0	0	0	0	0	
小計	5,311,926	5,556,543	4,451,212	5,172,900	9,764,138	10,729,443	
産業廃棄物 特別管理	廃油	16,730	15,534	20,586	14,671	37,316	30,205
	廃酸	33,388	35,850	20,884	22,788	54,272	58,638
	廃アルカリ	17,297	14,980	7,025	7,870	24,322	22,850
	感染性産業廃棄物	16,463	16,972	11,103	11,071	27,566	28,043
	特定有害廃棄物	14,414	15,462	13,423	11,272	27,837	26,734
小計	98,293	98,798	73,021	67,671	171,313	166,470	
合計	5,410,219	5,655,342	4,525,233	5,240,571	9,935,452	10,895,913	
県内・県外の割合 (%)	54.0	51.9	46.0	48.1	100	100	

注：千葉市、船橋市、柏市分を含む。

イ 最終処分

(単位：t)

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
産業廃棄物	燃え殻	25,686	21,991	3,121	2,909	28,807	24,900
	汚泥	82,173	90,692	28,764	18,977	110,938	109,669
	うち建設汚泥	0	63	0	0	0	63
	廃プラスチック類	31,823	28,928	16,250	21,509	48,073	50,437
	紙くず	1,283	1,661	1,077	938	2,361	2,599
	木くず	1,857	1,327	4,152	5,112	6,009	6,440
	繊維くず	960	1,201	601	599	1,560	1,800
	動植物性残さ	59	3	0	0	59	3
	ゴムくず	26	24	79	50	106	74
	金属くず	3,599	3,056	2,627	2,388	6,225	5,444
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	45,382	42,667	45,199	51,507	90,582	94,174
	がれき類	74,102	89,334	41,167	51,243	115,269	140,577
	鉱さい	5,249	1,357	1,342	2,131	6,591	3,487
	ばいじん	20,795	19,261	901	0	21,695	19,261
	その他	926	0	1,040	262	1,966	262
	小計	293,920	301,501	146,320	157,624	440,241	459,125
特別管理産業廃棄物(廃石綿等)	63	65	1	12	64	77	
合計	293,985	301,556	146,321	157,636	440,305	459,203	
県内・県外の割合 (%)	66.8	65.7	33.2	34.3	100	100	

注：千葉市、船橋市、柏市分を含む。

(5) 廃棄物処理法第 15 条に規定する許可施設の設置状況 (平成 31 年 3 月末現在)

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
中間処理施設	汚泥の脱水施設	32	24	56
	汚泥の乾燥施設(機械乾燥)	5	7	12
	汚泥の乾燥施設(天日乾燥)	1	1	2
	汚泥の焼却施設	7	24	31
	廃油の油水分離施設	3	20	23
	廃油の焼却施設	9	22	31
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	1	3	4
	廃プラスチック類の破碎施設	0	97	97
	廃プラスチック類の焼却施設	5	23	28
	木くず又はがれき類の破碎施設	24	226	250
	金属等を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0	0
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	0	1
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0	0
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	0	0	0
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0
	木くず等の焼却施設	5	26	31
合計		93	473	566
最終処分場	安定型	2	8	10
	管理型	4	6	10
	遮断型	1	0	1
	合計	7	14	21

注 1：千葉市、船橋市、柏市内の施設を含む。

注 2：最終処分場は残余容量が 0 及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。

注 3：施設数は、種類内容の区分に従った延べ施設数。